

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年10月25日 現在)

青森県		出荷制限
水産物	マダラ	青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、陸前高田市、釜石市
	キノコ類(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	せんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	マダラ	陸前高田市、奥州市
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	豊川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
肉	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさつて(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	せんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	クラダイ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
水産物	ヒガシングフ	ヒラメ
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川(堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	インシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	イシガレイ	
	コモリカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	
水産物	スズキ	
	二ペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	霞ヶ浦、北浦及び外洋逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	ギンブナ(養殖を除く。)
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外洋逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	インシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシの肉を除く。
	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶼市、潮来市、守谷市、筑西市、福敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木トリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさつて(ごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	せんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	インシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるインシの肉を除く。)
	シカの肉	全域
	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	インシの肉	全域
その他	クマの肉	全域
	茶	洪川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	成田市	
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年10月25日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年10月25日現在

青森県		出荷制限
水産物 マダラ	H24.8.27～: 青森県東端村尻屋地灯台と北海道函館市東山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限
たけのこ	H24.5.21～: 一関市、奥州市 H24.4.13～: 鹿角高田市、住田町 H24.4.20～: 大船渡市	
原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.25～: 一関市、紫石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～: 花巻市、北上市、雄勝市、釜ヶ崎町、山田町 H24.5.10～: 奥州市	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 大船渡市、紫石市 H24.10.11～: 一関市、鹿角高田市、平泉町 H24.10.18～: 鹿角市	
原本めご(露地栽培)	H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.14～: 鹿角市	
こしあぶら	H24.5.15～: 紫石市 H24.5.18～: 住田町	
せり(野生のものに限る。)	H24.5.30～: 一関市、奥州市	
ぜんまい	H24.5.19～: 一関市、奥州市 H24.5.18～: 住田町	
わらび(野牛のものに限る。)	H24.5.16～: 奥州市、最高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スズキ	H24.10.25～: 奥州市、最高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 マダラ イナ(養殖を除く。)	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.8～: 鶴井川(支流を含む。)及び砂川(支流を含む。)	
ウグイ	H24.5.11～: 岩手県内の大川(支流を含む。)及び西田川(支流を含む。)及び西田川の上流、外山ダムの上流、田淵ダムの上流及び石淵ダムの上流を除く。) H24.6.12～: 気仙川(支流を含む。)	
肉 牛の肉	H23.8.1～: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.8.25～: 部解除	
タケの肉 シカの肉 ヤドリの肉	H24.9.10～: 全域 H24.7.26～: 全域 H24.10.22～: 全域	
宮城県		出荷制限
たけのこ	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.6.29～: 黒川市	
野菜類 原木しいたけ(露地栽培)	H24.1.18～: 白石市、角田市 H24.3.8～: 丸森町 H24.3.15～: 魚町 H24.4.5～: 住田町 H24.4.11～: 鮎川郡浪岡町 H24.4.12～: 鮎川郡浪岡町 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.25～: 雷米市、東松島市	
くさそて(ごごみ)	H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～: 川崎町、大和町、富谷町 H24.5.9～: 色麻町 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大崎町	
こしあぶら	H24.5.19～: 鮎川郡浪岡町 H24.5.20～: 鮎川郡浪岡町	
ぜんまい	H24.5.21～: 鮎川郡浪岡町 H24.5.22～: 大崎町	
クロダイ	H24.6.28～: 宮城県石巻市企楽山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企楽山頂上から正西に引いた両市社巣山最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
スズキ	H24.4.12～: 宮城県石巻市企楽山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企楽山頂上から正西に引いた両市社巣山最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、宮城県石巻市企楽山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企楽山頂上から正西に引いた両市社巣山最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.30～: 宮城県石巻市企楽山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企楽山頂上から正西に引いた両市社巣山最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
ヒガソフグ	H24.5.2～: H24.8.30解除。マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) 宮城県石巻市企楽山頂上から正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企楽山頂上から正西に引いた両市社巣山最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大倉川の大倉ダムより上流。(支流を含む。)及び名取川の秋保大橋の上流。(支流を含む。) H24.5.24～: 三泊川のうち黒川ダムの上流。(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、源川及びその支流並びに邊川4号堰堤の上流を除く。) H24.5.28～: 二泊川のうち黒川ダムの上流。(支流を含む。)及び二泊川のうち黒川ダムの上流。(支流を含む。)	
ウグイ	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.5.18～: 宮城県内の大川。(支流を含む。) H24.5.28～: 宮城県内の北上川。(支流を含む。)	
肉 牛の肉	H23.7.28～: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.8.15～: 部解除	
イシシの肉	H24.5.32～: 角田市、丸森町、山元町	
クマの肉	H24.6.25～: 全域(上記地域を除く。)	
山形県		出荷制限
肉 クマの肉	H24.8.10～: 全域	
茨城県		出荷制限
原乳	H23.3.23～: H24.10解除。全城	
野菜類 ホウレンソウ	H23.3.21～: H1.7解除。全城(下記の地域を除く。) H23.3.21～: H6.1解除。北茨城市、高萩市	
カキナ バセリ	H23.3.21～: H1.7解除。全城 H23.3.23～: H1.7解除。全城	
タケノコ	H24.4.8～: 麒麟市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.19～: 麒麟市、つくばみらい市、守谷市、笠間市、桜川市 H24.4.28～: 北茨城市、大美玉市	
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～: 行方市、阿見町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.9～: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H23.10.14～: 土浦市、鉾田市	
こしあぶら	H24.5.2～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	
イシガレイ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上福島宮城両県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上愛媛千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スズキ シロメバル	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島宮城両県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上愛媛千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
二ペ	H24.4.13～: 最大高潮時海岸線上福島宮城両県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上愛媛千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.4.17～: H24.8.30解除。ヒラメ(25分の1の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上愛媛千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモンカスペ	H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上福島宮城両県界の正東の線、我が国特許的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上愛媛千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アメリカナマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～: 鶴ヶ浦、北浦及び外洋漁港内にこれらの漁港に深入する河川並びに常陸利根川(支流を除く。)	
ギンブナ	H24.4.17～: 鶴ヶ浦、北浦及び外洋漁港内にこれらの漁港に深入する河川並びに常陸利根川(支流を除く。)	
ワカサギ	H24.5.7～: 鶴ヶ浦、北浦及び外洋漁港内にこれらの漁港に深入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)	
肉 イシシの肉	H23.12.2～: 全域 H23.12.21～: 部解除。(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの内を除く。)	
茶	H23.6.2～: 以下の地域除外。 H23.6.2～: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、猪俣 H23.6.2～: H24.4.9解除。大字町 H23.6.2～: H24.12.23解除。常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～: H24.5.23解除。石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～: H24.6.5解除。水戸市 H23.6.2～: H24.7.24解除。水戸市 H23.6.2～: H24.8.20解除。高萩市 H23.6.2～: H24.10.5解除。日立市 H23.6.2～: H24.10.5解除。茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除。つくば市	

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年10月25日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 矢板市 H24.8.15～: 那須町 H24.8.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塙谷町 H24.10.12～: 那須烏山市	
タケノコ	H24.6.1～: 那須塩原市、那須町 H24.6.7～: 日光市、大田原市 H24.6.13～: 矢板市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町 H24.4.13～: 桐生市、王子町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.12～: 大田原市 H24.5.29～: さくら市 H24.6.4～: 鹿沼市 H24.6.28～: 王生町	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.4.14～: 那須塩原市、日光市 H24.10.16～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市	
くさそて(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市、茂木町(野生のものに限る。)	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.5.2～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.16～: さくら市(野生のものに限る。)	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.5.7～: 日光市、那須町(野生のものに限る。)	
たのめ(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町	
わびひ(野生のものに限る。)	H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町	
クリ	H24.9.18～: 大田原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) ウケイ(養殖を除く。)	H24.8.10～: 栃木県内の那珂川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)、ただし、鹿寺川との合流点から下流の概半に限る。 H24.9.10～: 佐野川(支流を含む。) H24.6.20～: 栃木県内の那珂川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～H24.5.28解除: 大吾川、(支流を含む。)、荒井川及びその支流を除く。.) H24.5.30～H24.6.28解除: 荒井川(支流を含む。)
肉	牛の肉 イノシシの肉 シカの肉	H23.8.2～: 全域 H23.12.2～: 全域 H23.12.5～一部解除: 黒の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.)
その他	茶	H23.8.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 桐生市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ カキナ キノコ類(野生のものに限る。)	H23.3.21～4.8解除: 全域 H23.3.21～4.8解除: 全域 H24.9.25～: 沼田市、東吾妻町、綿町 H24.10.10～: 高山村 H24.10.16～: 宮中町 H24.10.23～: 長野原町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イナ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 香妻川(支流を含む。)、那珂川(支流を含む。)、小川川(支流を含む。)及び條木川(支流を含む。) H24.6.20～: 香妻川のうち那珂川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)、那珂川(支流を含む。)及び鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉 クマの肉	H24.10.10～: 全域
その他	茶	H23.6.30～: 泊川市 H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～: 桐郷町、皆野町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ シンギク、チゲンサイ、サンチュ バセツ セルリー	H23.4.4～4.22解除: 姫市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除: 姫市 H23.4.4～4.22解除: 姫市 H23.4.4～4.22解除: 姫市
農産物	タケノコ	H24.4.5～: 市原市、木更津市 H24.4.6～: 佐倉市、我孫子市、柏市 H24.4.11～: 柏市、白井市、八千代市 H24.4.12～: 鹿嶋市 H24.4.18～: 芝山町 H24.10.11～: 我孫子市、君津市 H23.10.18～: 君津市 H23.12.22～: 佐倉市
水産物	原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.23～: 別所市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 江戸川市、八千代市 H24.5.10～: 山武市
水産物	ギンブナ	H24.7.19～: 手賀沼及び季賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
その他	茶	H23.8.2～: 成田市 H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 鹿浦市 H23.8.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、吉里市、山武市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 爱川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.11解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 湘河原町
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 長井町、御代田町 H24.10.1～: 小海町、東牧村 H24.10.11～: 佐久市

* ()の箇所は、出荷制限の対象

